

都議会自民党活動レポート

小松ダイスケ

東京都議会議員
(世田谷区選出)

【小松大祐 プロフィール】
東京都議会議員(2期)、昭和52年7月30日
世田谷区生まれ。国士館大学体育学部を
卒業後、民間企業(6年)、会社経営(3
年)を経て、世田谷区議会議員(1期)。
早稲田大学大学院公共経営研究科修了。

【所属】財政委員会 副委員長
都議会自民党政調会 副会長

平成30年第2回定例会に登壇致しました

障害者施策について

○小松大祐(質問)

まず、障害者の通学や福祉施設への通所の際の移動支援について伺います。

視覚障害や知的障害など、屋外での移動が困難な障害者の外出のための支援として移動支援があります。

移動支援は、区市町村が地域の特性に応じて柔軟に実施する地域生活支援事業に位置づけられています。そのため地域ごとに移動支援の実施状況には差があり、例えば世田谷区では、通学、通所とも対象としていますが、現在の支給時間ではとても足りないとの不満の声も聞きます。

そこで、ほかの自治体の状況も確認したところ、多くの自治体では、通学、通所は対象としていないとも聞きます。

障害児を家族に持つ家庭では、経済的な負担をふやすか、働く時間を削って家族が送迎に当たるしかないのかとの声もあります。子育て世代の負担軽減が叫ばれる中、通学、通所にかかわる移動支援については、全国一律の基準に基づいて行われる自立支援給付として実施ができるよう、国に対して働きかけをより積極的に行うべきと考えますが、見解を伺います。

平成二十八年十二月に示された、二〇二〇年に向けた実行プランには、共生社会の実現に向け、障害のある子供たちの自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加、貢献できる人間を育成すると明記されています。私は、ここに貢献の言葉が書かれていたことに強く共感を覚えるものです。

支える福祉から脱却し、障害者が能力や適性に応じて学び、働き、自立した生活を送れる社会を実現しようとする都の指針、メッセージに共感をしたのです。

かつて、米国大統領ケネディは、全ての障害者をタックスペイヤーにしたいと、米国議会で述べました。この強靱な意思は、やがて米国障害者自身の自立運動につながり、雇用と就労の道をみずからの手で開拓する契機となりました。

都も国も、これまでに障害者の方を積極的に雇用していくスキームや、インセンティブで就業環境を改善してきました。

一方で、障害者でもできる仕事を見つけて提供してきた側面もあると思います。障害者が能力や適性に応じて働き、自立した生活を送れる社会に求められるのは、幼少期より好奇心を醸成し、意欲を引き出し、志があれば、より高度な知識や技術をみずから習得していけるような学習環境を、特別支援学校、家庭、地域社会の中に構築していくことではないでしょうか。

視覚障害者でも使えるよう、ボイスオーバーという画面読み上げ機能が備わったiPhoneや、グーグルホームを初め、今ある技術革新は、障害児の学習環境にも大きな影響を与えています。格段に学習効率が上がり、情報格差を補い始めました。

地域生活支援事業の中には、学習補助器具でもある点字ディスプレイの給付など、日常生活用具給付等事業もあります。この地域生活支援事業は、国の補助金を財源として実施していますが、事業実績に見合った額の交付がなされておらず、都道府県や区市町村に超過負担が生じているとも聞いています。

このため、給付される用具の種類についても、居住する自治体によって異なるのが現状です。区市町村の財源の制約によって、給付内容に格差が生じる現状を少しでも緩和すべく、都として取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

○福祉保健局長(梶原洋君) 二点のご質問にお答えをいたします。

まず、通学、通所に係る移動支援についてであります。障害者総合支援法が定める障害福祉サービスには、地方自治体が全国一律の基準に基づいて実施する自立支援給付と、それぞれ地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業がございまして、お話の移動支援は、区市町村が実施する地域生活支援事業に位置づけられております。

平成二十七年十二月に出されました障害者総合支援法施行三年後の見直しについての国の報告書では、通学、通所などに関する移動支援は、自立支援給付である就学移行支援や障害児通所支援で実施すべきとされております。

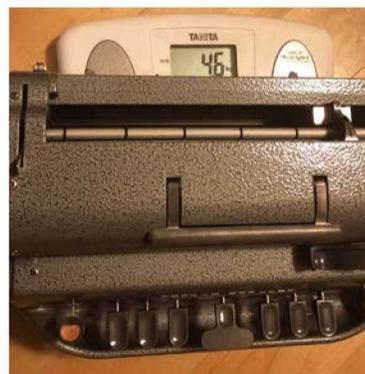
都はこれまで、通年かつ長期にわたる通学、通所など、移動支援全般について自立支援給付の対象とするよう国に対して要望しておりまして、今後も積極的に働きかけてまいります。

次に、日常生活用具給付等事業についてであります。本事業は、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業でございまして、区市町村が地域の実情に応じて給付の対象となる種目、基準額、要件などを定めて実施しております。

事業実施に当たりましては、障害者の個別ニーズに合った最新の用具に関する情報の入手が難しいこと、実績に見合った国庫補助金が交付されていないことなどの課題がございます。

都はこれまで、地域における事業の実施状況を取りまとめ、区市町村の取り組みの参考となるよう周知を図ってまいりました。

今後、区市町村が利用者のニーズに応じて必要な給付を行えるよう、地域での新たな用具の導入事例を適宜情報提供するとともに、国に対し、十分な予算措置を講じるよう要望してまいります。



視覚障害児が使用する点字タイプライター。
重量は4.6キログラム。
本体価格は約13万円。作業音も大きく使用場所は限られる。



Google Homeなどの技術革新は障害児の学習環境を劇的に改善。
ただ、点字のメモ機能や、メールの送信機能等を有する学習補助器具としての携帯情報端末は、未だ40万円以上する高価な機材のため、負担が大きい。

都市基盤整備について

都政課題の一つに、生産緑地の二〇二二年問題があります。直接的には、緑地確保、農地の保全の問題ということになりますが、それだけではありません。

都は既に明らかにしていますが、生産緑地は、その地域において、教育や防災機能など、多面的な機能を果たしています。その生産緑地が四年後を境に急速に減少し、宅地化する可能性があるというのがこの問題です。

この生産緑地の宅地化は、地域の防災機能を担う都立公園の整備、事業化の妨げとなるケースも多く、その進行を抑制する策が期待されてきました。

現時点で、今後整備すべき都市計画公園の面積は二千ヘクタール以上あり、区域内には、いまだ生産緑地が多数残存しています。豊かな自然環境の創出、保全は、二〇二〇年に向けた実行プランにも明記されています。

そうした観点からも、**今回予算措置された生産緑地公園補助制度の成果を期待するものでありますが、この制度の対象となる生産緑地の面積はどのくらいあるのか伺います。**

また、この制度を効果的に活用していくために、区市に対して丁寧に周知を図るなど、都も相応の準備を行うべきと考えますが、見解を伺います。

次に、農地保全に密接に関連する都市計画について伺います。

東京における都市計画道路の整備方針でも取り上げられておりますが、計画決定されている都市計画道路の中には、ほかの都市計画と重複している箇所があります。例えば、世田谷区にある都市計画道路の補助第二一六号線と都立祖師谷公園です。そのことが道路も、そして公園も事業が進捗しない一因との声もあります。

祖師谷公園は、東京都地域防災計画及び世田谷区地域防災計画により、防災上の重要な位置づけを持っています。にもかかわらず、その周辺地域は都市計画公園区域内にあるため、建築制限があり、堅牢な建物を建てることができず、狭隘道路が解消されない状況にあるなど、防災上の課題が満載という矛盾にあります。

都内にはほかにも、補助第二一五号線と善福寺川緑地など、都市計画が重複しているケースが幾つも存在しています。それぞれに近接する地域では、早期解消が期待されています。都はどのようにこれらの整合性を図っていくのか、見解を伺います。

また、こうした都市計画道路のあり方の検討について、今後どのように進めるのか伺います。

○都市整備局長(佐藤伸朗君) 三点のご質問にお答えいたします。

まず、生産緑地公園補助制度についてでございます。

生産緑地は、環境や防災などの機能を有する貴重な緑の空間であり、本制度は、都市計画公園区域内の営農が困難となった生産緑地を買い取る区市に対し、都が二〇二二年度までのパイロット事業として助成を行うものでございます。

現時点で対象となる生産緑地は、三区十九市の合計約三十三・六ヘクタールでございます。都は、この対象地を確実に緑の空間として保全していくため、本制度を積極的に活用するよう、区市に対し、制度の周知を行ってまいります。

また、都は、関係者等による協議会を設置し、区市が買い取りの申し出に柔軟に対応するためのルールや体制の構築について検討してまいります。

次に、都市計画道路と都市計画公園の重複についてでございますが、現在、都は、区市町とともに、優先的に整備すべき路線を除く未着手の都市計画道路のあり方について、幅広く検討を行っております。その中で、補助第二一六号線と祖師谷公園のような都市計画道路と都市計画公園等が重複している箇所につきましても検討の対象としております。

これまで、こうした箇所については、それぞれの機能等を勘案しつつ、例えば、都市計画公園区域をつけかえたり、道路と公園を立体的に整備するなどにより対応してまいりました。

これらの事例も参考に、今後、計画的かつ効率的な事業実施に向けて、地形的条件などの地域の実情も踏まえ、計画の整合性を図るための方策を検討してまいります。

最後に、都市計画道路のあり方検討についてでございます。

現在、必要な交通機能等が既に確保された道路の拡幅や、立体交差計画の必要性など、検証の視点について整理を進めており、来月にはその内容を中間のまとめとして公表し、パブリックコメントを行ってまいります。これを踏まえ、個々の路線を対象とした検証を実施し、今年度末を目途に計画変更などの対応方針を示してまいります。



住宅街の中に残された農地は、生産拠点のみならず地域資源として様々な付加価値を生み出している。



家族でキュウリのもぎ取り。癒しや、教育的効果も期待されている。

「東京都受動喫煙防止条例」について

我が党は、罰則付き受動喫煙防止条例を制定することを公約としており、これは揺るぎない信義であります。しかし、条例は多くの都民や関係者に理解され、受け入れられ、実行されてこそ、その意義が成立いたします。話題性を喚起するために、ただ作れば良いというものでは決してありません。都条例案は、人に着目した条例と謳いながら大きな問題点が二点あります。

一点目が、条例の実効性です。都は、昨年9月、店舗面積基準を要件とした規制方針を示し、パブコメを実施し都民の意見を聞きました。しかし、今回、唐突に従業員の有無で判断するという全く新しい考え方を二定直前に提案しました。罰則規定を設ける以上、その基準は都民にとって分かりやすく、合理性や妥当性があることが必要不可欠であります。しかし、国と全く異なる、「従業員の有無」という基準は、抽象的かつ曖昧であり、とりわけ中小飲食店等の雇用状況は多様で流動的であり確認・検証は極めて困難であります。また、親族は従業員から除くとしていますが、従業員か親族かの判断は難しく、机上の空論であります。これを区市の保健所に継続的に把握させるというのは、実効性のない荒唐無稽な基準であり、混乱を生じるのは明らかであります。都条例案が、もし、制定されれば都民や都政の将来に大きな禍

根を残すことは明らかであり、我が党の修正案のとおり、国基準をベースにした一貫性のある内容に改めるべきであります。

二点目が、弱者への配慮であります。我が党の修正案で主張した「医療機関や児童福祉施設についても屋外喫煙所設置を不可とする」ことについては、厚生委員会において、参考人であった東京都医師会、また質疑をした都民ファーストの委員からも賛同があり、さらに日本共産党都議団からも同様の修正案が提出されております。それを踏まえ、本来であれば都は、改めて修正案を提出すべきですが、本日の本会議では上程せず、数の力により条例案決定を押し切りました。しかも、驚くべき事に、都は秘密裏に「受動喫煙防止条例に対する都民のインターネット意識調査」を実施し、その調査結果を、あろうことか22日の厚生委員会の質疑中に発表しました。このため、各委員はこの事実を知ることなく質疑を行わざるを得ませんでした。まさに、拙速に条例を強行した証左であります。この意識調査の結果を見ても、**今回提案された都条例の内容を認知している都民は5.1%に過ぎず、これが本当に「人に着目した」条例と言えるのか、大いに危惧をいたします。**

※平成30年6月27日都議会自民党幹事長談話より抜粋

都政に関するご意見、ご要望をお聞かせください

小松ダイスケ 東京都議会議員事務所

TEL:03-5314-9577 FAX:03-5314-9573

〒157-0062 東京都世田谷区南烏山6-38-10-201 E-mail:daisuke.komatsu@gmail.com